

4 福森発第 122 号
令和 4 年 8 月 23 日

各 事 業 主 様

福島県森林組合連合会
(公 印 省 略)

令和 4 年度林業就労環境整備支援事業について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

福島県では森林の整備を担うべき人材の確保を図るため、就労環境の改善とデジタル技術の導入を実施する林業事業体への支援を実施しており、当会では当該支援事業の事務を受託しています。

つきましては、別表事業内容をご確認の上、該当事業がございましたら、期限までに必要書類をご提出下さい。

なお、申請書の様式につきましては、当会ホームページにも掲載しておりますので、ご活用下さい。

また、事業の詳細についての説明や申請書の作成支援等が必要な場合はお問い合わせをお願いします。

記

○提出書類

- (1) 補助金交付申請書 (第 1 号様式)
- (2) 事業計画書 (第 2 号様式)
- (3) 収支予算書 (第 2-2 号様式)
- (4) 積算基礎の根拠となる資料 (見積書)

○提出期限

令和 4 年 9 月 30 日 (金) 必着

○提出方法

・郵送の場合

〒960-8043

福島県福島市中町 5 番 18 号 福島県森林組合連合会 指導課 宛

- ・メールの場合

k-suzuki@fukumoriren.org 担当鈴木 宛

○事業の流れ

- ①補助金交付申請（令和4年9月30日まで）
- ②状況報告（令和4年11月18日まで）
- ③変更申請※
- ④実績報告（令和5年2月15日まで）

※案内を送付しますので、変更がある場合は、期限までに提出下さい。

○留意事項

(1) 補助対象経費について

- ・補助金交付申請後に福島県より通知される補助金の交付決定通知日以降に発注かつ購入に要した経費を補助対象とする（交付決定通知日は11月以降の予定）。
- ・他の補助事業との併用を禁止する。

(2) 申請書の作成について

- ・第1号様式の各項目の記載は以下の通りとする。

1 事業の目的

「就労環境の改善及びデジタル技術の導入を実施し、業務の快適化や効率化、安全性の向上に取り組むことで森林の整備を担うべき人材の確保を図り、もって森林整備の推進に資する。」とする。

5 事業の着手及び完了予定年月日

- (1) 事業着手（予定）は「交付指令日」とする。
- (2) 事業完了予定は「令和5年2月10日」とする。

- ・積算基礎の根拠となる資料としての見積書については、申請日現在有効期限内のものとする。但し、期限内または期限の無いものであっても過年度発行等の著しく古いものは対象としない。
- ・補助対象単価は税抜きとし、デジタル技術導入支援事業に関しては、機器設定費用等の導入経費も補助対象経費とする。

（事務担当 指導課 鈴木 tel:024-523-0255 e-mail:k-suzuki@fukumoriren.org）